



Title	中国東北農民の生産と経済
Author(s)	坂下, 明彦; SAKASHITA, Akihiko; 朴, 紅 他
Citation	北海道大学農経論叢, 53, 79-97
Issue Date	1997-03
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/11152
Type	departmental bulletin paper
File Information	53_p79-97.pdf



中国東北農民の生産と経済

— 農家記帳調査の分析（吉林省水曲柳鎮調査その3） —

坂下明彦・朴紅

Production and Economy of Farm-households in Northeastern China

— Analysis of Farm-households Bookkeeping Record —

Akihiko SAKASHITA · Hong PIAO

Summary

This Study is the third report in a monograph conducted to clarify the system of the agriculture business of farm-households in the villages of Northeastern China. It utilizes the bookkeeping records of nine farm-households in three villages, which started from April 1995 for whole year, and we also have made an investigation in summer 1996.

The Labor-input record is used to characterize the labor-input process for crop and Livestock productions. Particular attention is paid to the transformation of Labor input from a Bang Gong relationship (*labor-interchange between neighboring farm-households*) to that of *non-gratuitous entrust and entrusted operation* during the commoditization and mechanization processes of the agricultural sector.

Next, the revenue-cost accounts of farm-households are used to examine farm-households social relationships in acquiring production inputs, the marketing situations of crop and livestock productions, and farm finance, in the meanwhile, showing the status of the part-time.

Based on the analysis above, it is revealed that there has been great changes in the production and economy of farm-households.

はじめに

個人農体制下の中国農村の実態は、農家単位の統計の欠如、政策研究中心の中国における農業経済研究の問題、そして留学生を含む外国人研究者の調査環境の劣悪性により必ずしも明らかになっていない。特に、今後の中国の穀物需給に大きな影響を与えると考えられる東北部の研究は端緒にたったばかりである（注1）。

そこで、われわれは、1993年の予備調査をもとに3年間にわたり、吉林省舒蘭県水曲柳鎮の実態調査を行ってきた。初年度は鎮農業の展開と農業諸団体の機能に関して、2年度は3つの典型的な

村を選択して全体の土地保有調整と個人農の経営の特徴に関する調査を行っている（坂下・朴 [1995]、坂下・朴 [1996]）。また、1995年4月から1年間にわたり上記3村の農家9戸に記帳を依頼し（注2）、1996年夏にそれをもとにした聞き取り調査を実施した。本論文はそのうち集計可能であった8戸の農家についての記帳の整理とそれにもとづく補足調査をもとにした現段階の農家の経済的側面に関する考察である。

構成は、まず調査農家の概要を前提的に整理した上で、6つの項目についての考察からなっている。第一は、主として稲作の労働過程における近年の顕著な特徴である労働の外部化（機械作業委

託や賃労働化)の実態を労働日誌から明らかにする。第二、第三は流通過程に関してであり、生産資材の購入と農畜産物販売についての社会関係を収支簿から明らかにする。第四は金融であり、主として補足調査にもとづいて農家間の金銭貸借の実態を明らかにする。第五は農家の兼業について事例に即してその動向を明らかにする。そして第六は以上の整理をもとにしながら、農家経済の到達点と方向性を明らかにしようとする総括部分である。

農家日誌の記帳状況は、当初考えた以上に良好であったが、現地での仮集計によって補足調査を実施したために思わぬ脱落を招いてしまい、必ずしも全面的な分析を行うことはできなかった。また、労働日誌の詳細な分析と生活物資の購入、ならびに日常の対人関係に関する分析は紙幅の関係から別の機会に譲ることにした。

1. 記帳農家の概要

最初に記帳農家の性格づけを行っておこう。第2報にも詳しく示したように、8戸の農家は3つの村に所属している。No1～3は錦徳村林家油坊

屯、No4～6は崗街村、No8～9は頭道村である。各村の特徴は、耕種部門の生産性が低く畜産が導入されていて限界地的な性格を有する林家油坊屯、農業生産力的には3つの村の中位にあり作物構成も平均的な崗街村、農家の流出と出稼ぎにともなう借地による規模拡大が進行している水稻単作の頭道村である(坂下・朴 [1996] p. 159)。

まず、表1によって各農家の概要を示しておこう。世帯構成については、2世代家族が5家族でもっとも多く(No2, 3, 4, 5, 9), 3世代はNo1と8, 4世代はNo6のみである。したがって、家族数も4名が多く(3世帯), また「一人っ子」政策(1982年開始)の影響を受けた世帯主40歳前後の世帯では3名の家族もある(2世帯, なおNo8, 9は朝鮮族であるため政策の例外)。請負制のもとで、分家が行われ、小家族化が進展をみせているのである(註3)。学歴は経営主が中学校卒、妻は小学校卒(朝鮮族は中学校卒)のレベルとなっている。

経営面積については、1983年の請負制による人口割がベースになっている(原分田)が、限界地の林家油坊(No1～3)では閉墾による、崗街村

表1 調査農家の概要

	家族数		労働力					家族		
	合計	経営主	妻	子	その妻	母	父	母	子供	
No. 1	6	4	53中	51小2	24中	22中	75盲	76盲		
No. 2	3	2	32中	31小					♀10	
No. 3	3	2	44中	42小					♀15中	
No. 4	4	3	51中	50中	26中				♀17中	
No. 5	4	2	42中1	41小					♀19中	
No. 6	7	5	54中	51小	24中	23小	75高		♂10	
No. 8	5	3	39中	38中			60中		♂15	
No. 9	4	2	41中	38中					♂8	
									♀12	

	水田	畑地	合計	借地	開墾	公糧	稲作	大豆	小豆	トウモロコシ	ビート	牛	豚	家禽	耕耘機
No. 1	77	170	147	-	51	714	77	-		140	30	8		12	-
No. 2	40	21	61	-	10	312	40	6		35					-
No. 3	45	35	80	-	7	306	45	5		25		3		6	-
No. 4	81	102	183	119	-	770	81			102			4	10	-
No. 5	36	15	51	-	-	318	36			15			2	12	-
No. 6	75	35	110	10	-	600	75	20		15				5	5ps
No. 8	300	0	300	200	-	5200	300						15		8ps
No. 9	160	0	160	80	-	2100	160						2		5ps

注1) 農家記帳簿のフェイスシートにより作成。

2) 労働力・家族の数字は年齢(数え)をその横の漢字は学歴を示す(小=小学校, 中=中学校, 盲=文盲)。

3) 下段は面積(a), 重量(公糧, kg), 頭数を示す。

(No 4, 6), 頭道村 (No 8, 9) では借地による拡大がみられる (註 4)。No 2, 3, 5 の 3 戸は 1 ha 未満であり, そのうち 2 戸は兼業に傾斜した農家である。1.5ha 以上の 3 戸 (No 4, 8, 9) は土地利用型の展開を示し, その他の 2 戸 (No 1, 6) に No 3 を加えた 3 戸は複合部門を取り入れた展開を示している。土地利用については, 頭道村が水稲単作である他は田畑作であるが, 畑作物はトウモロコシに傾斜する傾向が顕著である。

それぞれの農家の特徴は, すでに第 2 報に示したが, 村別に簡単に示すと以下ようになる。まず, 林家油坊屯については, 経営面積が一番大きい No 1 は畑地の拡大によって畜産を拡大してきたタイプ, No 3 は土地拡大は行わずに畜産によって蓄積を図ってきたタイプ, そして No 2 は分家による小規模化のなかで農外兼業に傾斜したタイプである。崗街村の場合は畜産部門の高さに特徴がある。次に崗街村については, No 4 が借地によって経営規模を拡大したタイプ, No 6 は養豚と乾豆腐製造を行う多角経営のタイプ, No 5 は経営面積が零細であるため, 兼業対応を行っている農家である。頭道村の No 8 ならびに No 9 は, とともに借地によって経営規模を拡大した水稲単作経営である。

2. 稲作における労働過程—外部労働を中心に

稲作の年間の労働過程は, 表 2 に示すようにほぼ同一である。1980年代初頭に稲作の育苗ハウスによる移植栽培が一般化し, 育苗作業は 4 月 10 日過ぎから始まり, 耕起はその後 4 月の下旬に行われ, 代掻きは 5 月の中旬に, 田植は下旬に行われている。その後は管理作業と除草が続く。秋作業は稲刈りが 9 月下旬に, そして圃場乾燥の後に 11

月上旬に脱穀が行われている。

以下では, 以上の主要作業ごとの農家間の労働結合のあり方についてみていくが, 機械化の水準や貨幣経済の浸透の度合いが各村で異なることから, それぞれの村ごとに実態を示し, 最後に全体動向についてのコメントを行うことにする。

(1) 林家油坊

まず, 林家油坊は最も生産条件の悪い屯である。造田そのものも人民公社末期の 1970 年代の堀抜き井戸の掘削によるものであり, 機械化も遅れており, 村全体の耕耘機は 1 台のみ, 馬所有者も 1 戸のみである。それぞれの水田面積は, No 1 が 77 a, No 2 が 40 a, No 3 が 45 a である。

まず, 耕起・代掻きは, No 1 が牛耕を行っている他は耕耘機所有者に作業委託を行っている。ただし, 屯には耕耘機が 1 台しかないため, No 2 は張家油坊, No 3 は王家屯の農家に委託している。委託料はともに 10 a 当り 30 元であり, 委託の広域化によって賃金は平準化していると考えられる。

田植えと稲刈りについては, 対応が異なっている。No 1 は後に述べるように経済力があるため, 田植えについては隣村の王家屯から 10 数名を出来高払いで (総額 300 元), 稲刈りについての屯内の 5 名を日当 30 元で 2.5 日 (計 405 元) 雇用している。No 2 は分家農家であるが, 田植え・稲刈りともに 1984 年の分家以降も兄弟 3 戸で共同作業を継続している (註 5)。No 3 は田植について 1 日のみ 5 人の手伝いを入れている。無償であるが, 食事代として合計で 3・2 元かかっている。この形態は, 手間替え (「幫工」) から賃労働への移行の兆しを示していると考えられる。この 3 戸の違いは, 労

表 2 稲作の主要作業時期

	育苗	耕起	代掻	田植	稲刈	脱穀
No. 1	4/10	4/21-25	5/21-22	5/29-6/2	委託	11/9-11
No. 2	4/12-13	4/27	5/14	5/22-27	9/23-28	11/9-10
No. 3	4/13	4/20-24	5/19	5/21-6/1	9/25-10/1	11/4-13
No. 4	4/13	4/13-15	5/16-18	5/21-30	9/28-10/2	10/21-24
No. 5	4/15-16		5/22	5/25-30	9/27-30	11/1
No. 6	4/15		5/22	5/25-6/4	9/24-26	11/5-6
No. 8	4/11	4/17-20	5/15-16	5/21-23	9/24-30	11/5-16
No. 9	4/12-15	4/17-22	5/16-19	5/21-23	9/23-10/1	11/6-8

注) 「農家日誌」より。以下, 断わりのない限り, 出所は同一。

働きの外部依存の段階を表していると考えられる。

脱穀については、屯に6台の脱穀機があり、No1と3はその共有機械を利用している。No2も6戸で機械を共有しているが、兼業農家であるために1戸2名の出役義務を果たすことができず、蛤蟆塘屯の農家に委託している（1袋65~75kgで1袋2~2.5元）。

「帮工」については各戸でみられるが、No1は畑作での依存が多いため、受け入れが38人日が出役が15人日となっている（表3）。No2は3戸の共同作業を行っているため、小面積にも関わらず受け入れが30人日、出役が9人日である。No3については、畑の春作業で受け入れが多く（ほぼ同一の2名で19人日）、入超となっている（表3）。

賃金支払を整理したのが表4であるが、田植え、稲刈り作業を委託に出しているNo1が885元で最

も多く、No2は420元（うち運搬110元）、No3は208元と少額になっている。

(2) 崗街

崗街は、林家油坊に比較して、水田の条件はよい。稲作面積もNo4と6に借地があり、それぞれ81aと75aで集落平均より大きい。No5は36aで自給的である。

この村も機械化（耕耘機）は遅れており、耕起は耕耘機を所有するNo6を除き、委託に出している。また、脱穀作業についても全て委託である。脱穀機の所有者は17~18名を雇用して組み作業を組織し、1袋2.5元で作業を請け負う（取り分は所有者が1.5元、被雇用者が1.0元である）。この村の特徴は、借地により規模拡大しているNo4を含め、田植え、稲刈り作業での請負雇用がない点にある。

表3 主要作業の労働力の出入り関係

	No. 1		No. 2		No. 3		No. 4		No. 5		No. 6		No. 8		No. 9	
	入	出	入	出	入	出	入	出	入	出	入	出	入	出	入	出
育苗	-	-	2	3	3	1	2	5	1	1	-	-	2	2	4	3
整地	-	-	4	2	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	4	4
田植	-	2	3	1	2	-	8	-	-	-	1	-	-	4	3	4
水路	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	4	-	2	1
稲刈	-	-	-	-	-	-	6	4	-	-	-	-	7	-	-	4
脱穀	14	12	5	1	-	-	-	2	-	-	-	-	9	9	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	13	-	-	-	1	-	-	-	-	-
稲作計	14	15	24	7	5	1	30	11	1	1	3	-	22	15	13	16
春作業	10	-	3	2	12	-	4	4	-	-	4	-	2	2	-	2
夏作業	-	-	-	-	-	-	15	3	1	-	-	-	-	-	-	-
秋作業	14	-	3	-	2	-	14	9	1	6	1	-	-	1	-	-
畑作計	24	-	6	2	14	-	33	16	2	6	5	-	2	3	-	2
合計	38	15	30	9	19	1	63	27	3	7	8	-	24	18	13	18

表4 労働の外部委託化

単位：元

	整地	田植	稲刈	脱穀	除草	運搬	その他	合計
No. 1		405	300		50		100	855
No. 2	60			135		115	110	420
No. 3	67	32					109	208
No. 4	360			270		380	16	1026
No. 5	32			99		35		166
No. 6	38			166				204
No. 8	310 (80)	600		152				1062 (80)
No. 9	200 (114)	310						510 (189)

注) () 内は受託料。

No 4 は運搬作業の委託（馬車）を含めて賃金支払いは1,000元を越えるが、これは畑作での割合が高い。また、No 5、No 6 の賃金支払いは、166元、204元であり、少額である（表4）。3戸とも手間替えはあるが、No 5 は経営面積が36 a と小さく、No 6 は家族労働力が多く（5名）その依存度は低い。これに対し、No 4 は記帳農家のなかで最もその依存度が高いので（表3）、やや詳しくみてみよう。

No 4 の手間替えは、稲作に関しては受け入れ30人日に対し、出役11人日であり、また102 a の畑作などの作業についても受け入れ33人日に対し出役16人日であり、全体を通じて受け入れ63人日に対し出役27人日と受け入れ超過となっている。手間替えの相手は、兄・兄嫁、姉・姉夫、父の姉妹、母の兄弟（2名）など親戚関係が多く、これに近隣の4名（馮、劉、楊、黄）を加えた構成となっ

ている。これを示したのが表5である。No 4 への手伝いの延べ労働力は、稲作関係で30人日、畑作他で33人日、合計で63人日であるが、そのうち親戚はそれぞれ26人日、30人日、56人日であり、ほとんどを占めている。そのうち、依存度が高いのは、労働の中心である経営主の息子（26歳）の姉夫婦（25人日）と兄夫婦（18人日）である。兄は同一村内の農民であるが、姉は50km以上離れた榆樹市の農家に嫁いでおり、兄弟の紐帯の強さを示している。つづいて、母の兄（金）の9人日、父の姉の3人日となっており、両親の親戚関係は対等である。このように、稲作でいえば雇用依存が進んでいる田植えと稲刈りに関して、家族労働力（妹17歳を加え4名）と親戚の手伝いを加えることによって、自家労働力を基礎にした営農が可能となっているのである。

表5 No. 4 の手間替えの実態（1995年度）

作業名	人	出（相手：家族続柄）
肥料運搬	馮	
苗代	兄、父姉	劉：父（3）、息子（2）
代播	兄	
田植	兄嫁（6）、金（2）	
除草	兄嫁、姉（5）、姉夫	金：母（2）
稲刈	姉（6）	兄：母、妹
片付け	劉、金	
脱穀		兄：母、息子
公糧運搬	兄、劉、楊	
畑作	兄、兄嫁（5）、金（5）、姉（10） 姉夫（3）、母弟、黄、父姉（2）、劉	金：父（2）、母（3）、息子 父姉：父、母、妹 楊：息子
その他	金、馮、兄（2）	劉：父、息子 金：息子 姉：息子 魏：息子 兄：息子

注) 金は母の兄弟

表6 稲作の作業委託の状況（頭道村）

単位：％、元

	1995年		1996年		
	委託割合	10 a 当料金	委託割合	10 a 当料金	委託先
耕起	60	15	50	20	東昇・富家村
代播	80	15	80	20	東昇
田植	90	20～25	95	30	東昇・富家
稲刈	30～40	25～27	30～40	30	東昇
脱穀	30	2.5/袋	50	3/袋	東昇

注) 村民委員会での聞き取りによる。

(3) 頭道村

出稼ぎを契機に、貨幣経済化が3つの村で最も進展をみせている頭道村においては、水稻単作であることも一因して、作業委託がもっとも進んでいる(表6)。まず、耕起では耕うん機の所有は10戸(8馬力3台, 5馬力7台)に過ぎないため、委託農家率はおよそ50%であり(10a当り20元)、隣接の東昇村および富家村(舒郊郷)の農家に委託している。代掻きの委託率は80%であるが(10a当り20元)、これは12馬力の耕うん機が必要であると認識されているためであり、全て東昇村への委託である。こうした認識はこの村でのみみられた。田植作業についても時間雇用ではなく出来高払いであり(10a当り30元)、委託率も95%と高率である。委託先は、労働力が豊富な東昇村・富家村となっている。補植、除草は基本的に自家労働である。秋作業については、稲刈りも出来高払いであり(同じく30元)、委託率は30~40%であり、田植作業よりかなり低い。脱穀については、2つの共同組織(6戸, 11戸)と2台の個人所有があり、共同組織については1戸2名の出役によって共同作業が行われているが(組作業で15~16名必要)、それ以外のおよそ50%の農家は東昇村に委託し、1袋の利用料は3元である(機械所有者が労働者を雇用)。

なお、No8の労働日誌には、稲刈り後の夜間見回りの記述が10月9・13・19・25日にみられるが、これは解放前にみられた「看青」(泥棒監視)の復活であり、治安の悪化とともに村民委員会がこうした機能を有することとなった点が注目される(注6)。このように、出稼ぎ者が多く比較的経済力のある村では、作業委託が主流をなしているのである。

(4) 小括

以上みてきたように、一定の機械化の進展のなかで、個別請負制以降支配的であったと考えられる自家労働プラス手間替えという基本的な労働形態が、賃労働化の方向で再編されつつあることが示されている(注7)。ただし、No2のように分家後もその零細性ゆえに共同作業を行うようなケースやNo4のように兄弟関係を核とした親戚による手間替えが根強く存続しているケースもみら

れる。ただし、つぎに述べるように賃労働化が進展している労働過程から地縁的な労働交換が希薄化しつつあることが重要である。

稲作労働におけるその最も顕著な現れが脱穀過程であり、一部には共有による共同作業が行われているものの、脱穀機所有者が10数名の労働者を組織して、請負を行うことが一般化している。しかも、同一鎮内においても、貨幣経済の進展状況に応じて、1袋当たりの手数料も林家油坊では2.0~2.5元、岡街では2.5元、頭道では3.0元と格差がある。

第二は耕うん・代掻き過程である。耕耘機の普及率はいまだ低位の状況にありながら、水田の耕起については機械耕が一般化(社会化)しており、牛馬耕は丘陵部の畑作に限定されている。牛耕を行っているのはNo1のみである。また、機械化がある程度進展している頭道村においても、代掻きは12馬力の耕耘機所有者に委託するという分業が生じている。

第三は、最も人手のかかる田植え、稲刈り労働についてである。小規模農家(No5)や家族労働力が豊富な農家(No6)、さらには兄弟関係を中心とする手間替えを行っている農家(No4, 2)では自家労働プラス無償労働を維持している。しかし、No3を移行形態として、林家油坊のNo1と頭道村のNo8, 9では出来高賃金となっている。一般的には、以上の諸形態が段階的性格をもっていると考えられ、賃労働化はここでも一つの方向性を示しているといえることができる。

このように、比較的变化が少ないとみられる純農村においても貨幣経済の波は、従来の労働交換を阻害する方向で作用し、そのコスト化をもたらしているのである。

3. 生産資材の購入と諸負担

ここでは、生産資材の購入についてみていこう。ただし、農家の支出の記帳が4月からのため、3月の購入分は除かれており、全体を把握することができないのは残念である(注8)。したがって、購入先などの社会関係に重点をおいてみていくこととする(表7)。

まず、化学肥料については、圧倒的に舒蘭市農業生産資材公司の水曲柳化肥庫(営業所)であり、

表7 生産資材の調達先と割合 (1995年度)

単位：元，件，%

	No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5	No. 6	No. 8	No. 9
化学肥料	2,643 (6)	760 (4)	453 (3)	1,508 (4)	396 (3)	585 (5)	1,886 (6)	71 (2)
化肥庫	2,643 (6)	660 (3)	453 (3)	1,028 (2)	255 (1)	582 (5)	1,296 (2)	
種子站		100 (1)					240 (2)	71 (2)
商店					141 (2)		64 (1)	
個人				480 (2)			286 (1)	
農 薬	197 (5)	0	184 (8)	167 (8)	103 (5)	32 (4)	391 (7)	0
化肥庫	8 (1)		130 (4)	7 (1)				
供銷社			40 (3)	47 (3)	65 (4)		62 (2)	
種子站			14 (1)				232 (3)	
商店	178 (3)			113 (4)	8 (1)		97 (2)	
その他	11 (1)					32 (4)		
ビニール	237 (2)	0	0	52 (3)	126 (1)	10 (1)	300 (1)	0
化肥庫	196 (1)							
供銷社				40 (2)	126 (1)			
商店	41 (1)			12 (1)		10 (1)	300 (1)	
種 苗	920 (10)	165 (1)	168 (5)	421 (6)	37 (6)	60 (1)	62 (2)	40 (2)
種子站	740 (2)	165 (1)	161 (3)	343 (3)			40 (1)	40 (2)
供銷社				35 (1)				
市場	65 (6)		7 (2)	8 (1)	36 (5)			
個人	115 (2)			35 (1)	1 (1)	60 (1)	22 (1)	
農業資材計	3,977	925	805	2,148	662	684	2,639	111
飼 料	40	339	1,143	460	630	2,099		
トウモロコシ		259 (1)	368 (3)	173 (2)	50 (1)	458 (7)		
糠・稻藁	40 (1)	80 (3)	470 (6)	118 (1)	580 (3)	1,534 (22)		
購入飼料			305 (3)	169 (4)		107 (2)		
診療・種付	211 (6)		104 (4)	60 (2)				
畜産薬剤	4 (1)		21 (4)	209 (16)	4 (1)	10 (1)		
素畜購入	17,635	168	79	10			115	
畜産合計	17,890	507	1,347	739	634	2,109	115	0
その他	297 (2)		280 (4)	285 (5)	106 (4)	60 (1)	76 (4)	125 (3)
総 計	22,184	1,432	2,432	3,172	1,402	2,853	2,830	236
農 産	18.0	64.6	33.1	67.7	47.2	24.0	93.3	—
畜 産	80.6	35.4	55.4	23.3	45.2	73.9	4.1	—

注1) () 内は購買件数を示す。

2) No. 9の農業生産資材購入額は過小である。

この分野においては依然として国営部門が優位を保っていることがわかる。農業推広站（技術普及組織）に付置された種子站での購入，さらには個人商店や個人（農家）からの購入も一定みられる。農業については，化肥庫からの購入は少なく，個人商店の割合が高い。また，崗街については供銷社からの割合が高い。温床用ビニールについても同様な傾向にある。種苗については種子站が圧倒的であるが，No 2では舒蘭県で，No 3では山河屯，No 4では榆樹市や新立鎮などの種子站での購入があり，新品種を求めて他の種子站に出かけている

様子が窺われる。また，市場（集市）での購入は野菜の種子に限られている。

以上の農産関係の資材に対し，畜産関係の生産資材は，トウモロコシ，米糠ならびに稻藁，および購入飼料である。このなかで最も多いのは米糠であり，これはつぎに述べる精米所からの購入である。購入飼料はNo 3は供銷社，No 4は屯の個人商店，No 6は不明である。そのほかの飼料はほとんどが農家からの購入となっている。畜産関係での他の経費で重要なのは，No 1，3，4の診療・種付け費であり，これは獣医ステーションの利用

が高い(注9)

農産部門と畜産部門の資材費の構成をみると、農産部門が3分の2を超えるのはNo1, 2, 4, 8, 9であるが、逆に畜産部門の経費が高い農家も2戸存在する(No3, 6)。このように、畜産部門に力を入れている農家の存在が経費面からも確認することができる。

4. 農畜産物の販売

つぎに、各農家の農畜産物販売をみたのが、表8である。記帳期間が1995年4月から1996年3月であるため、1995年産の農産物の販売総量を確定することはできない。その分は1996年8月現在の聞き取り調査で補完してある。以下では、米を中心にその特徴をみていこう。

生産された粳は、三つの用途に分かれる。第一は公糧(征購糧)であり、社による原分田の配分

に対応して、一人当たりの割り当てが決定され、村民委員会を通じて配分される。社を媒介として借地関係が成立している場合には、借地についても公糧の配分が行われる。一人当たり配分面積や土地の生産力によって社毎の割り当ては異なるが、一人当たり粳100kgというのが平均的な姿である。土地配分はおよそ10aであり、反収は600~700kgであるから、粳生産量に対する公糧の割合は、15%程度である。価格は公定であり、1~3等の等級があるが、その格差は少なく、粳1kgあたり1元、精米換算で1.43元の水準である。後にみるように個人の精米販売価格は1995年産で2.5~3.1元であるから、46~57%の水準でしかない。しかも、後に詳しくみるように、この代金は鎮や村の負担金と相殺されるので、農民は公糧を現物納と意識している。

第二の部分は、自給用であり、一人当たり粳で

表8 農畜産物の販売実績(1995/96年) 単位: a, kg, 元

	No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5	No. 6	No. 8	No. 9
水稻面積	77	43	57	100	36	75	300	160
単収(粳)	700	500	615	600	729	700	650	700
総収量(粳)	5,390	2,150	3,510	6,000	2,625	5,250	19,500	11,200
公糧(粳)	630	301	190	1,022	318	600	5,904	1,400
販売量(米)								
94年産	—	—	50	600	—	250	1,050	1,750
95年産	2,000	—	1,265	2,444	250	424	2,016	600
96年度	—	—	750	1,500	—	600	3,850	1,750
95小計	2,000	—	2,015	3,944	250	1,024	5,866	2,350
在庫	—	有	—	—	—	630	—	—
販売額(元)								
94年産	—	—	153	1,924	—	763	3,368	5,250
95年産	5,200	—	3,669	10,711	766	1,286	5,421	1,560
96年度	—	—	1,928	4,050	—	1,560	9,919	4,795
全体販売額								
米	5,200	0	3,822	12,635	766	2,049	8,789	6,910
トウモロコシ	2,000	2,600	0	2,005*	1,742	—	—	—
大豆	—	—	—	—	—	—	536	—
その他	3,159	—	—	—	103	810	—	—
農産計	10,159	2,600	3,822	14,640	2,611	2,859	9,325	6,910
牛	4,774	—	0	—	—	—	—	—
豚	—	20	2,660	1,973	—	8,731	1,420	—
その他	31,600	—	84	12	—	—	—	—
畜産計	36,374	20	2,744	1,985	—	8,731	1,420	—
総計	46,533	2,620	6,565	16,625	2,611	11,590	10,745	6,910

注1) 農産のその他はNo. 1がビート, No. 5がネギ, No. 6が馬鈴薯

2) *No. 4は96年5月に5,200元販売。

143kg (精米換算100kg) 程度である (注10)。これは、粳生産量の20~24%に当たる。精米は、各村ないし社の個人精米所で行われる。

第三が個人販売である。この鎮の管内にある糧庫 (糧食局の出先機関) は、協議価格による買い付けをほとんど行っていないので、全て商人による買い付けである。商品化率は、自作農の場合には50%を下回り、販売の絶対量も少ない。商品化率、販売額が大きいのは借地農家であり、借地料の貨幣化が進行しているので増加傾向にある。販売は主として、精米所において行われているが、自給用を含めて調査農家の精米所利用を示したのが表9である。これによると、精米所が特定業者と結びついて集荷を行う事例も現れている。No8に事例では、精米所が糧庫からの受託や都市部の工場からの大量買い付け (春節時) の受託を行うとともに、個人商人からの受託も行っている。

販売時期については、表10に示したように、販売量の多い農家で翌年までの在庫する傾向があるが、1995/1996年に限って言えば出来秋価格が1kg 3.0元水準であったものが、翌年夏には2.5元にまで暴落し、逆に損失が発生している。また、過剰化のなかで、米質の悪い林家油坊では商人の集荷活動がストップし、他村にまで販売に出かける事態になっており、またNo2のようにデッドストック化している農家も存在している。

表8に戻って、農畜産物総体の販売の動向をみると、畜産のウェイトを高めている林家油坊のNo1 (牛と羊で、特に羊の販売が31,000元)、No3 (豚)、および崗街のNo6 (豚) で農産物 (主として米) の販売が低位であり、水田での借地拡大

をしているNo4, 8, 9ではいうまでもなく米販売が主軸となっている。畑作物の販売はほとんどがトウモロコシであり (No1にビートあり)、しかもNo4がその種子販売を行っているのを除けば、その割合は低く、養豚と結びついた自給的な性格が強いといえることができる。総販売額で見ると、稲作による規模拡大を行っているNo4, 8, 9においても、複合経営に転換しているNo1, 3, 6についても、年収10,000元の水準にある (No9は米の在庫、No3は生牛の未販売、No1は羊販売で突出しているが1994年の販売額は12,100元)。零細経営のNo2, No5については、米の比率が低く、しかも総販売額はともに2,600元と低くなっており、後にみるように生計費を補填するために農外・自営兼業を行っている。

5. 制度資金と個人金融

以上の農家の経済行為と関わって、現実の農家金融がいかなる形態をとっているのが問題となる。表11は農家の収支簿から借入金とその返済、貸付金とその回収に関しての記述を整理したものである。問題がナイーブであるので、意図的な記入もれが多いと思われるが、その点を勘案してもいくつかの特徴を指摘することができる。

第一は、農業のウェイトが低く、農外兼業や自営兼業に従事しているNo2, No5, No6農家での借入金依存率が低く、逆に専門的な農家でのそれが高い点である。このことはすでにみた営農費用の多寡に関わっており、また収穫、販売までの生活費の調達と密接に関連している。

第二には、信用社の貸付機能が限定的である点

表9 農家の精米所利用 (1995年)

	精米 回数	精米量 (袋)	手数料 (元)	場所	米以外	手数料
No. 1	2	55	110	社内(1), 王家屯(1)	小麦(1), トウモロコシ(1)	120
No. 2	—					
No. 3	6	41	110	屯内(4), 蛤蟆塘屯(1), 不明(1)	小麦(2), トウモロコシ(7)	63
No. 4	14	86	227	社内個人(崔9, 韓1, 不明4)	トウモロコシ(8)	26
No. 5	5	17	41	社内(4), 崗街(1)		
No. 6	—					
No. 8	7	33	64	東昇村個人(馬)(7)		
No. 9	3	53	99	不明		

注1) () 内は回数を示す。

2) 粳の1袋は75kg前後である。

表10 米の販売時期と価格 単位：kg, 元

	No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5	No. 6	No. 8	No. 9
95/4				500				
5								
6								
7								1,750
8			50	50			1,050	
9				50		150		
10					100	100		
11			515	250	150	150		
12	2,000		500	500		274		
96/1			250	232				
2				44		600	750	
3				2,968			1,316	600
4								
4				3,500				
5				1,500				
6							3,500	
7			750					
8							350	1,750
95/4				3.24				
5								
6								
7								3.00
8			3.04	3.08			3.21	
9				3.00		3.06		
10						3.04		
11			3.00	3.06	3.04	3.10		
12	2.60		3.00	2.98	3.08	3.00		
96/1			2.86	2.73			2.91	
2				2.43				
3				2.60		2.60		2.75
4								2.57
4				2.60				
5				2.70				
6							2.56	
7			2.56					
8							2.74	2.74

注1) 公糧は粳1kg=1元であるので、精米換算1kg=1.43元。

表11 記帳農家の資金の流出入 単位：元(件)

	信用社 借入金	個人 無利息	借入金 月利3%	資金返済 (社除く)	貸付金	回収	備考
No. 1	0	0	17,000(1)	21,590(1)	-	-	
No. 2	[400]	600(2)	-	1,760(8)	-	-	大工兼業
No. 3	0	2,100(8)	700(2)	1,530(7)	-	-	
No. 4	1,200	4,800(10)	1,537(3)	4,354(12)	455(4)	470(5)	
No. 5	0	-	-	1,000(1)	500(1)	-	日雇い・裁縫
No. 6	220	100(1)	-	200(3)	-	-	豆腐製造
No. 8	1,000	6,000(2)	-	345(4)	5,200(2)	-	5,000元又貸
No. 9	1,000	580(4)	820(1)	1,676(5)	-	-	

注1) 各農家の収支簿より作成。

2) 0はなし、-は記帳無し。

3) 資金返済には未払金、利息を含み、信用社への返済を除く。

である。水曲柳鎮の場合、農家貸付は信用社と農業銀行鎮営業所が地域区分を行って分担している。農業貸付は、家族一人当り50元（崗街）、10a当り50元（頭道）などと表現は異なるが、基本的には単位面積当りの施肥料をやや下回る水準である（米生産費における10a当たり肥料費は63.8元：黒竜江省の1994年のデータ）。ただし、資金配分は村ないし社を単位として配分されるので、資金需要が少ない場合には、信用力（事実上信用社の指導員の裁量で決定される）さえあれば基準を超えて借入れが可能である。例えば、No4の基準枠は500元（50元×10名）であるが、それに700元プラスして1,200元となっている。また、頭道村のような裕福な村では、村への配分枠（1995年で25,000元）内では事実上自由に借入することができる。

また、上層農家でも信用社からの借入れを行っていない農家もあるが（No1, No3）、この理由は信用社の貸付金は現金支出されず、化肥庫への価格相当額の肥料交換券のみが交付され、しかも貸付期間が固定されているために短期返済が可能であっても全期間内の利息が強制的に要求されるからであるという。つまり、用途指定と現金不支出、貸付期間の硬直性が問題とされているのである。

こうして資金枠の問題、運用上の問題から信用

社への依存度は異なっており、しかも用途が限定されているために農家の資金需要の一部を構成するに過ぎないのである。

第三は、信用社の貸付能力の限界を補うように、個人借入が大きなウェイトを占めている点である。以下では、No3とNo4の事例からその性格を明らかにしていこう。

No3の借入金とその返済の年間の動きをみると（表12）、記帳前の3月末の肥料購入時に資金借入を行い、これが9月上旬まで続く。借入額は100～400元と比較的少額であり、用途も生活費と畜産関係のみである。95年産米の販売は11月以降であり、9月には資金返済のための借入を行っている。自己資金による返済は11月29日の精米販売1,545元をもとにした同日の1,180元からである（ただし以降の返済の記載は50元のみ）。借入先は親戚が多く（6件、友人と不明が2件）、これらは無利息である。しかし、こうした調達先がない場合には仲介者を立てて「他人」から借入しなければならない（高額の場合）。この際の利息は月3%（年利36%）の高利となる。No3の事例では2件あるが、返済されたケースの借入期間は5カ月である。なお、No8には、従兄弟が家を建築する資金を叔父から又貸しするケースがあり、この場合には無利息である。

つぎに、No4を事例として、資金の借入と返済

表12 1995年の資金借入と返済の流れ（No.3）

月 日	相手	関係	居住地	借入	返済	資金用途
5. 5	王	親戚	屯内	250		生活費
5. 9	趙	親戚	不明	350		豚の飼料
6. 25	王	親戚	舒蘭	400		生活費
7. 9	邵	知人の兄	不明	400		生活費と費用（月3%）
8. 5	趙	親戚	不明	300		豚舎建設
8. 23	不明	不明	屯内	200		生活費
8. 27	邵	知人	屯内	100		牛の授精費
9. 9	劉	親戚	屯内	100		生活費
9. 18	学校	仲介有	市街	300		資金返済（月3%）
	邵				100	
	劉				100	
	王				100	
11. 13	邵	親戚	屯内	400		不明
11. 29	李				400	
	劉				320	
	邵				460	（5カ月利息60元）
12. 19	王				50	

注) No.3の収支簿より作成。

表13 No. 4の資金借入・貸付、返済の状況

	相手	金額(月日)	返済日(月日)	残額	備考
借入金	信用社	1,200 4/5	1,367 12/5	0	月利息1.86%
	蔡	1,000 4/8	1,000 4/11	0	借地料支払
	劉	340 4/11			
		1,000 5/16	1,150 7/17		月利息3%
			1,546 10/17		月利息3%
			40 11/28		
		197 12/7	197 12/11	不明	記帳以前の借入有
	兄	50 4/15	50 4/27		トウモロコシ購入
		500 10/17		500	劉への返済
	姉	100 4/23	100 4/27		
		100 6/29	50 8/23		
		100 7/13	50 11/21		
		1,200 7/17	50 12/22		劉への返済
		200 9/11			
	1,500 10/17			劉への返済	
	50 12/26		3,000		
	王		31 11/28		未払金(肉・大豆)
	邵		90 11/29		未払金(レンガ)
	合計	7,537 (14件)	5,721 (13件)		
貸付金	楊		100 4/9		
		140 4/12	50 7/30		
		15 4/21	20 4/25		
		200 5/17	200 5/30		
	金	100 5/29	100 8/8		
	合計	455 (4件)	470 (5件)		

注1) No. 4の収支簿より作成。

2) 回収金額には、過年度貸付を含んでおり、有利子の場合の利息も含む。

3) 信用社の貸付金額は1人当たり50元であり、10人家族で500元、これに700元が別枠で貸し付けられている。

の関係をみておこう(表13)。この農家の年間の借入金の総額は7,537元(14件)であり、その内容は第一には信用社からの1,200元(8ヶ月、月利1.86%)、第二には高利金融の劉からの1,893元(利息込み、月利3%)、そして第三には兄姉からの3,800元と蔡からのつなぎ金融(1,000元)などの無利息金融からなっている。信用社の貸付金回収は厳格であり、指導員の巡回により取立が行われている。

高利金融については、制度金融の1.5倍程度の金利水準となっており、この返済のために兄姉からの借り換えが行われている。この親戚からの借入金は無利子であるとともに、期限無しであるところに特徴がある。この他に金額は小さいが出来秋払いの現物借入れが存在することも注目される。しかも、こうした借入金に依存する一方で、少額

とはいえ貸付金も存在するのである(合計455元)。

第四は、農家が借入金に依存する一方で、かなりの農家が貸付金をも有する点である。収支簿では2戸にしか現れないが、聞き取りによればNo1農家は年間20,000元程度の貸付を行っており、そのほかのNo2, No3でも確認された。ここでは、その内容を把握しえたNo3を事例として検討してみよう。表14によれば、貸付側としての対応も同様であり、親戚ならびに知人関係にあっては無利息、「他人」の場合には月3%の高利貸付となっていることがわかる。しかも、返済は一般的には収穫後が想定されているが、8件のうち半数の4件が年を跨いでおり、3年目さえある。つまり、高利貸しを含めて「ある時払い」となっているのである。

このように、親戚関係をベースにした少額の相

表14 No. 3 の貸付金の内容 (1995年)

相手	貸付金額	関係	利息	現在の返済
王	1,500	親戚の仲介	月3%	済
支	1,500	他人	月3%	済
丁	100	友人	無	3年目
周	500	他人	月3%	1年目
劉	500	親戚	無	済
徐	800	友人	無	2年目
孫	2,000	親戚	無	1年目
趙	200	親戚	無	済

注1) 1996年8月の面接調査(農家の記録簿)による。

2) 借書あり。返済は一般的には出来秋であるが、期限はない。

互金融と資金ショート時(季節)における短期的高利貸しへの依存(もちろん延滞もあるが)というのがこの鎮の一般的な資金調達構造であるといえる(注11)。

6. 兼業化と副業

経営面積の少ないNo2とNo4では農外の兼業がみられる。No2の耕地面積は74a(水稻4.3a, 畑作4.1a)に過ぎないため、1993年から舒蘭市に建築の内装関係の日雇い兼業に出ている。賃金支払いは不規則であり、年間8回得ているが(最低90元, 最高1,000元), 1995年5月から翌年4月までの1年間の収入は3,200元となっている(先の貸付の原資)。また、No5農家も経営面積が51aとさらに少なく、1982年から建築関係(主として農家家屋の建築手伝い)の日雇いに出しており、1年間の就業日数は38日であり、総収入は1,052.5元(日当平均28元)となっている。後者

の場合、かつては家屋建築は共同労働であり、無償であったが、近年は賃労働化する傾向にあり、いわば建築ブームに乗った兼業であるといえる。こうした日雇い型の兼業は、No2の属する林家油坊で多数みられ、1995年の兼業戸数は21戸で総戸数63戸の3分の1を占めているのである(注12)。

農村日雇い賃金の統計は存在しないので、年間雇用労賃の地域別、職種別水準を比較してみると、全国の総平均が4,538元、建築業が4,894元、農林漁牧業が2,819元であり、農村部では、それぞれ3,245元, 3,936元, 2,510元である。吉林省の水準はさらに低く、省全体ではそれぞれ3,666元, 4,085元, 2,486元であり、農村部では2,568元, 3,535元, 2,297元である(1994年)。1日の賃金(260日換算)は吉林省の農村部では平均で9.9元、建築業で13.6元、農林業で8.8元となっている。こうした低賃金に日雇い賃金も基本的に規定されているのである(注13)。

以上の在村・臨時的な兼業のタイプに対し、朝鮮族の頭道村においては若年男子労働力を中心とした海外(10名)、国内(5名)の通年的出稼ぎ型の兼業があるが、これについては「第2報」に示したので省略する(坂下・朴 [1996] p. 165)。頭道村におけるもう一つの出稼ぎは、主婦層による黒竜江省への田植出稼ぎである。これは、1980年代後半から行われているものであり、主として新開稲作地帯への田植作業の請負である。No8, No9の妻がともに行っており、表15に示したように、1995年が9名(うち夫婦1組)、96年が8名となっている。1995年は遠方の黒竜江省の佳木斯

表15 黒竜江省への田植出稼ぎ(頭道村)

農家 番号	水田 面積	1995年				1996年			
		出稼者	場所	期間	収入	出稼者	場所	期間	収入
8	3.0	妻	ジャムス	15	1,300	妻	尚志	13	1,150
9	3.0	妻	ジャムス	15	1,300	妻	?	10	800
A	1.5	妻	ジャムス	15	1,300	妻	尚志	13	1,150
B	1.78	妻	ジャムス	15	1,300	妻	尚志	13	1,150
C	1.2	妻	ジャムス	15	1,300	—			
D	2.6	妻	ジャムス	15	1,300	—			
E	1.8	妻	ジャムス	15	1,300	妻	尚志	13	1,150
F	2.4	夫婦	同江	12	1,900	妻	尚志	13	1,150
G	1.6	—				妻	尚志	13	1,150
H	2.8	—				妻	尚志	13	1,150

注) 村民委員会での聞き取りによる。

(ジャムス)であり、15日間で1,300元の収入となっている。1996年はより近い黒竜江省の尚志市近郊であるため13日間で1,150元(10aの請負賃金は75~120元)となっている。同村の田植請負賃金は10aで30元であるから、その賃金は高水準であるといえる。こうした高賃金の出稼ぎによって、No5の年間賃金総額に相当する賃金が春の2週間で獲得されているのである。これも、朝鮮族の田植え技術とその情報ネットワークの広がりを示しているものであり、興味深い。

以上の被雇用兼業の他に自営兼業が存在する。先のNo5農家の娘(一部妻が手伝い)による内職(裁縫)とNo6による乾豆腐製造である。

No5の娘の内職は、ミシン作業による洋服の仕立てであり、崗街の供銷社の店舗に部屋を借りて注文をとっている。1年間の賃収入は5,360元であり、季節変動が大きく、年末年始の収入が高い(注14)。部屋代の300元や材料費を差し引いても、経営主の兼業収入の3倍以上になるのである。こうした商売が成立するのも、農村生活が徐々に向上している証拠である。

No6の乾豆腐製造は1984年から開始しているが、豊富な家族労働力に依拠してほぼ毎日製造、小売りをやっている(表16)。販売は崗街での「市場」を主としており、振り売りや注文生産も行っている。販売日数は正確には334日であり、2月と3

月を除けばほぼ毎日となっている。1日の平均販売量は63斤(32kg)である。総販売量は21,300斤(10,660kg)であり、1斤は1.5元であるから総販売額は32,000元となる。春先の5月~7月と冬期間の12月、1月が1,000kgを超えている。2月の旧正月(1996年は18日)近くには1日の売上が50kg、100kgになる日もある。原料の大豆は15aの自家生産400kgに加え、農家からの購入である。価格は1kg当たり1.5元~2.2元であり、その集計値は589kg、1,163元となっているが、これは過小である。聞き取りによると、豆腐1kgの原料は1kgであるから、実際の購入量は10,260kg、平均単価1kg2元として総額で20,500元となる。これに「にがり」(1kg0.7元、72元)や布代(1尺0.6元、324元)などの経費(400元)を加えると、11,100元の所得となる。農産物と畜産物の販売額は11,600元であるから、この「副業」が家計の最大の収益部門であることがわかる。

7. 農家経済の総体

最後に、以上の農家経済の各部門を総合して、農家の収支決算を行っておこう。表17がその総括表である。

諸収入から経費部分を差し引いた所得の実態から、3つの経営タイプを指摘することができる。第一のタイプは、20,000元を越えるNo1ならびに

表16 No.6農家の豆腐販売の月別の変化(1995/96)

単位:日,斤

	一回当たり販売量(斤)																	計	月当販売	1回販売	
	30	35	40	45	50	55	60	65	70	75	80	85	90	95	100	110	135				200
4月	1		4		3					2	4								14	809	58
5月				7		3				1	1	17		2					31	2,115	68
6月					6		1				4		14		3		2		30	2,160	72
7月							5		2	1	2	1	18		2				31	2,270	73
8月				1	1	3	1	12	6	2			4						30	1,860	62
9月	7	1	1	1				1	8	8		1					1		29	1,681	58
10月	4	12	4						4	3	2	1							30	1,404	47
11月			2	1					7	10	8	1							30	1,943	65
12月				1						8	16	3	3						31	2,144	69
1月			1	1				2	1	16		9		1					31	2,190	71
2月				4	1	2		1				1		2	2	4		2	19	1,617	85
3月	2	5	10														1		18	745	41
4月	2	3	3	1	1														10	380	38
合計																			334	21,318	63

注1) No.6の記帳簿により作成。

2) 1斤は0.5kg。

No 6の農家である。No 1の収益源は、この年に導入した羊の販売31,600元(素畜費は17,000元)によるものであり、経常的には10,000元程度の収益である。農産と畜産の割合はおおよそ半々である。他方のNo 6は、自営の豆腐製造と養豚収入が主である。このように、耕種部門以外の部門を拡充した農家が高所得をあげているということができる。同様に畜産に重点をおいている農家がNo 3である。所得は4,000元と少ないが、これは牛の価格が下落したために販売を行わなかったことによっており、年度末で繁殖牛3頭、育成牛4頭を所有している。畜産の回転がよければ、10,000元の所得は確保できる経営である。

これに対し、耕種部門が中心で借地による拡大を行っているのがNo 4, No 8, No 9であり、第二のタイプである。No 4(1.8ha)は所得が10,000元を越えており、年度末に持ち越していたトウモロコシ(種子販売)の販売額を加えると16,000元の所得になる。No 8(3ha)の所得は5,000元弱であるが、これも収の持ち越し在庫分が9,900元あり、15,000元を越える。No 9(1.6ha)は所得が4,500元であり、持ち越し在庫が4,800元であるから10,000元弱の水準である。問題は借地料の高さである。No 4については95年産販売額に対して

11.8%, No 8では28.9%, No 9では27.9%となっている。No 8, 9の属する頭道村では10a当たりの借地料が1994年の精米50kgから1995年には75kgに上昇したため、借地料負担が大きなものになっているのである。このことが所得率を引き下げているということができる。

そして、第三のタイプが零細経営のNo 2(40a)およびNo 5(36a)である。農業所得は1,188元と1,209元であり、これのみでは生活は不可能である。このため、No 2については比較的賃金の高い地方都市部での建築業での出稼ぎを行って3,200元の賃収入を得ており、No 5は地場の日雇い収入(1,000元)と娘の内職(5,000元)によって補填を行っているのである。合計の所得はNo 2で4,400元、No 5で7,200元となっている。

以上の記帳農家の収支状況を一般化するために、吉林省の農家経済の平均値を示したのが表18である。これによると、1戸平均の現金収入(家庭経営収入+兼業収入)は6,376元であり、経営に関わる支出と税金等を差し引いた可処分所得は2,570元(収入の36.5%)でしかない。実際の生活費支出は4,393元であり、1,823元の赤字である(総収入11,334元から総支出11,514元を引いた値でさえ118元の赤字である)。「家庭経営」におけ

表17 調査農家の現金収入(1995年度)

	No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5	No. 6	No. 8	No. 9
販売収入	46,533	2,620	6,565	16,625	2,611	11,590	10,745	6,910
農産	10,159	2,600	3,822	14,460	2,611	2,859	9,325	6,910
畜産	36,374	20	2,744	1,985	0	8,731	1,420	0
兼業収入	0	3,200	0	0	1,052	0	1,300	1,300
副業収入	0	0	0	0	5,360	21,318	0	0
収入合計	46,533	5,820	6,565	16,625	9,023	32,908	12,045	8,210
資材購入	22,414	1,432	2,495	3,198	1,402	2,853	2,830	1,856*
農産	4,227	925	868	2,174	662	684	2,639	1,856*
畜産	17,635	507	1,347	739	634	2,109	115	0
副業経費					400	20,896		
借地料				2,500		208	4,440	1,776
収益	24,119	4,338	4,070	10,927	7,221	20,541	4,775	4,578
農業	24,119	1,188	4,070	10,927	1,209	8,529	3,475	3,278
農産	5,932	1,675	2,954	9,966	1,949	1,967	2,246	3,278
畜産	18,739	-487	1,397	1,246	-662	6,622	1,305	0
兼業	0	3,200	0	0	1,052	0	1,300	1,300
副業	0	0	0	0	4,960	12,012	0	0

注1) No. 9の農業資材費が過小であるので、水稻の生産費調査の種子・肥料・農薬費の合計116元/10aで補正した(『黒竜江省農業資料汇编1994年度』p.209)。

表18 1戸当りの農家現金収支(吉林省, 1995年)

	単位: 元, %	
	金額	構成比
家庭経営収入	6,376	90.6
販売収入	5,985	85.0
労賃収入	665	9.4
収入合計	7,040	100.0
家庭経営支出	3,134	70.1
耕種支出	2,493	55.8
畜産支出	407	9.1
固定資産支出	627	14.7
税金	208	4.7
公課	396	8.9
その他	102	2.3
支出合計	4,469	100.0
差額	2,570	36.5
生活費支出	4,393	62.4

注1) 「吉林統計年鑑1996年」により作成。

2) サンプルは1,600戸、一戸当り4.02人で1人当り数値を換算。

3) 移転性・財産性収入およびその他支出の贈与分を除く。

る所得率は低く、49.2%の水準にある。

この数字と比較すれば、調査農家の可処分所得水準はかなり高く、特に耕種部門以外での畜産・副業・兼業などで生活費を確保している状況がわかる。

ただし、表17には農業税や公課(鎮統籌費など)は含まれていない。収支簿にその記載があるのはNo3(農業税120元)、No4(同367元)、No5(同

117元)のみである。また、農産販売額のなかには、公糧の販売価格も算入されていない。これも記載があるのは、No1(560元)、No8(6,487元)のみである。このことは、次にみるように公租公課と公糧が実際には相殺されていることを示している。

そこで、崗街6社を例に「農民負担」の動向を詳しくみてみよう(表19)。そこでの負担総額の変化をみると、1985年の8,573元から1991年には2倍以上の18,104元に、さらに93年には20,709元に、そして94年には32,833元になっており、近年の増加はインフレを考へても著しい。公糧は1人当たり113kgであり、その価格kg当たり0.54元に242人を掛けると29,403元となり、総額では29,403元となり、農民負担32,833元にほぼ相当している。

農民への賦課基準は人口割であり、1人当りの負担額は1985年の36.5元から94年の135.7元へと4倍の水準になっている。一人当たり純収入(鎮平均)は1985年の446元から1994年の1,266元へと2.8倍であり、その割合(負担率)は8.2%から10.7%に上昇している(注15)。負担の重圧は未納額に現れており、1994年の総負担額32,833元に対し、その22.1%にあたる7,256元が未払いとなっている。

1994年の内訳を細かくみると、農業税が29%(1985年は45%)であり、村と鎮への負担金が45%(1985年は33%)、その他が27%(うち水利費が

表19 農民負担の推移(崗街6社)

	単位: 人, 元, %					
	1985	1991	1993	1994	割合	1戸当
賦課人数	235	242	242	242		4.39
農業税	3,861	4,740	5,585	9,149	28.9	173
村提留款	622	5,006	3,937	9,803	29.9	178
鎮統籌費	2,192	4,772	4,248	4,830	14.7	88
水利費	486	1,774	3,798	4,103	12.5	75
義務工	-	-	2,898	2,898	8.8	53
総計	8,573	18,104	20,709	32,833	100.0	597
1名当り	36.5	74.8	85.6	135.7		
同純収入	446.0	673.0	680.0*	1,266.0		
負担率	8.2	11.1	12.6	10.7		

注1) 崗街村資料による。ただし、1人当り純収入は水曲柳鎮の数字で、出所は「舒蘭市統計書」。

2) *は1992年の数字。

3) 負担率は1人当り負担額/1人当り純収入。

13%、出役賃金が9%)であり、農業税以外の鎮統籌費などの鎮・村レベルでの負担金が増大していることが明かである。表出はさけたが、1戸当たりの負担金の構成は、世帯数8名以上の4戸が1,000元以上(最高は10.5名で1,434元)、5.5名以上の9戸が750元以上、4名以上の25戸が500元以上、3名以下の16戸が500元未満(最低は2名の273元)であり、平均では597元となっている。

同じ崗街村(10社)のNo5の事例(1995年)によると、農業税の117元に対し、「統籌款」(村提留款と鎮統籌費を合わせたもの)は423元であり、後者の支払は公糧の販売価格345元を差し引いても、さらに追加支払を必要としている。すでに述べたように農家支出簿には、こうした税金の支出項目はほとんど現れないが、これは以上のように糧庫(上部機関は糧食局)からの公糧の支払が村民委員会レベルで統籌款と相殺されることによる。この意味において、公糧は農民にとってはあくまで現物税と意識されているのである。

おわりに

以上、農家記帳簿を中心に、中国東北の農家の生産と経済についてその具体像を明らかにしてきた。現在の中国にはセンサスは存在せず、以上のモノグラフィの位置づけを行うことは困難である。ここでは、商品化の到達点の視点からこれまでの分析をまとめてみる。

人民公社時代の収入配分は、国家税収が4.5%、「集体提留」が8.9%(他に費用35.5%)、「分給社員」が51.6%(現金は7.5%)であった(注16)。

請負制への移行後は、いうまでもなく農家が経営主体となったが、公糧は圧縮しながら存続し(1984年の30.9%から1992年の14.8%へ、坂下・朴[1995])、この買い上げ金額がほぼ農業税と鎮・村への負担金(統籌費)に相当しており、「現物税」として農家に意識されている。したがって、自給部分(20~24%)を除いた60~65%が販売にまわることになる。人民公社解体直後の土地配分の意味は公糧の比重が高く、自給食糧の確保としての性格が強かったが、公糧のウェイトの低下によって商品化率が上昇し、借地経営の場合にはさらにその割合は高まっている。個人販売は、地域の個人精米所を拠点として行われており、その精米所

が集荷業務を担うケースも増加している。1995/96年度は米の過剰下にあり、市場価格は低下しているが、米質の悪い林家油坊では「売難」さえも現れている。市場条件によって翻弄される状況がすでに現れているのである。しかも、4人家族ではその販売額は1,000元程度であり、生計費を償うことはできない。このことから、畜産の導入などの多角経営化や自営・雇われ兼業化が進行している。なかには、No1農家のように投機的な羊肉生産に走ったり、No4のようにトウモロコシの種子生産を行うような金銭感覚に優れた農家も現れてきている。「専業戸」とはいえないが、こうした経営が従来自給的な性格を色濃く残してきた農村において出現しているのである。

こうした経営形態の変化の中で、生産資材の購入にも大きな変化が現れてきている。耕種部門の化学肥料を代表とする生産資材については国営部門(化肥庫、種子站)の優位性は保たれているが、購買額では小さいが個人商店などの私的セクターでの購入も目立ってきている。他方、畜産関係の資材では農家間取引や商店での取引が主流であり、その取引額も耕種部門に匹敵するようになってきている。

また、金融についても農家の経済活動の多様化のなかで大きく変化している。すなわち、信用社(または農業銀行営業部)の貸付が化肥庫と連動した肥料資金貸付にほぼ限定され、またその運用も官僚主義的であることから、農家間の相互金融がむしろ中心的存在となってきた。その際、親戚関係・友人関係を基礎とした短期的な無償金融と有償の高利金融に区分され、それが輻輳するかたちで展開している点が注目される。しかもそれは解放前の形態の復活である。

以上の農村経済の商品化・貨幣化の過程で、従来慣行的に存在した農家間の労働交換(「幫工」)についても、賃労働や作業委託の形態に徐々に移行する傾向が現れている。一つは耕耘、脱穀過程の初歩的な機械化に対応した請負化であり、二つは田植え・稲刈りの出来高払いによる賃労働化である。これは、出稼ぎによる現金取得機会の多い村から進んでいる。また、村仕事であった家屋の普請についても、それが主として耕種部門以外の収入を原資とするケースが増大するにつれて、賃

労働化する傾向にあるとよい。

以上、1つの純農村の事例に即して現段階の農家の生産と経済の状況を考察してきたが、激しい商品化・貨幣化の波の中で、すでに「原分田」に依存する自給的な農家経済は存続不可能であり、今後もすでに述べた3つのタイプの経営形態への傾斜を強めていくと考えられる。

【付記】 本論文は文部省科学研究費国際学術研究「『満蒙開拓団』の総合的研究」(代表 京都大学池田浩士教授)による中国東北部における日本人移民村の戦後史に関わる研究成果の一部である。調査ならびにとりまとめに当たっては、同研究のメンバー諸氏、とりわけ記帳農家の選定ならびに配布・回収を担当していただいた吉林大学東北亜研究所の衣保中氏には大変お世話になった。また、村の役員のみなさんや1年間記帳をお願いした農家のみなさんには何度もお迷惑をおかけした。記して感謝申し上げる。

注

- (1) 中国東北部の農業と農業諸組織の動向については、朴・坂下 [1995] を参照のこと。
- (2) 農家記帳簿の内容については、北海道大学経済学部牛山敬二・吉野悦雄氏などと実施したポーランドの記帳簿を基にしている。その内容と分析結果については、坂下明彦「調査農家の経営分析—金銭収支簿と労働日誌の観点から」吉野 [1993], pp. 377-406を参照。
- (3) このことは村(屯)の統計でも確認できる。林家油坊では63戸のうち、4人家族が15戸(23.8%), 3人家族が19戸(30.2%)であり、あわせて54.0%, 崗街村6社では63戸のうち、同18戸(28.6%), 16戸(25.4%)であり、54.0%と過半数を占めている(坂下・朴[1996] pp. 161-163)。
- (4) 詳しくは、坂下・朴 [1996] を参照。なお、個人農の農地保有に対する調整の方式には、4つのタイプがあり、第一は「生不増地、死不減地」政策であり、人口当りの均等配分をした後は調整をせずに農家間の賃貸を行うもので、貧困農村に多い。第二は「大穩定、小調整」政策であり、人口当り(ないしは労働力を加味した)の均等配分を行った上で、3~5年で調整するものである。これは最も一般的な方式である。水曲柳鎮の方式は、各村によって比重の違いはあるものの、配分調整と賃貸を同時に行うという意味で両者の混合

形態と位置づけられる。この他に、沿海部では「両田制」、「適度規模経営」などの方式がある(蔣中一「我國農村の家庭承包制和土地制度」、直接には加藤弘之「ポスト生産責任制の農村所有制度」(加藤 [1995]) pp. 256-7)。

- (5) No 2は無畜農家であるため、畑についても耕起は馬耕の委託をしており(10a当り30元)、その他の作業は兄弟の協業となっている。
- (6) これについては、福武 [1951] pp. 438-442を参照。
- (7) こうした互助関係の賃労働化については、全国的にも指摘されている(嚴善平「地域コミュニティの変容」(加藤 [1995]) p. 222, 原典は農村固定観察点弁公室「中国農民の市場化過程」『中国農村経済』1994年第2期)。
- (8) No 3農家の1996年の生産資材購入額をみると、化学肥料が518元、農薬が108元、ビニールが104元、その他種子を含めて189元であり、合計919元となっている(1996年8月の聞き取り調査による)。この農家の場合には補足率は高い。極端に低いのは、No 9農家の場合である。
- (9) 薬剤についても、このステーションからの購入が多い。獣医ステーションは「社会サービスシステム」の一環であり、各行政段階に存在しており、鎮がその末端である。水曲柳のステーションの職員は1名のみであり、種牛・種豚を所有している。
- (10) 『吉林統計年鑑1996年』p. 213。なお、穀物(いもを含む、加工前)の一人当たり摂取量は349kgであり、粗消費はその41%である。
- (11) こうした農家間の無償(「白借」)、有償の金銭貸借は戦前にも一般的にみられたものである(中兼 [1981] p. 113)。氏の理解によれば、親戚間での「白借」は強固な結合を意味するものではなく、リスクの問題であり、貸付も小口、短期形態が多いと述べている。
- (12) 詳しくは坂下・朴 [1996] pp. 162-163を参照のこと。
- (13) 『中国統計年鑑』による。農村部の平均賃金(全国)は1990年の1,935元から、順に2,216元, 2,554元, 3,182元, 3,936元と上昇をみせている。
- (14) 月毎の収入を示せば、以下の通りである。4月198元, 5月365元, 6月136元, 7月449元, 8月610元, 9月378元, 10月81元, 11月405元, 12月681元, 1月878元, 2月694元, 3月486元。
- (15) 1990年の「農家の負担を確実に減少させることに関する国务院の通知」(『新時期農業和農村工作重要文獻選編』中央文献出版社, 1992年(中文))によれば、農民の負担率(農業税を除く)は原則的に年間純収入の5%以内に抑えることとされているが(p. 582), 1994年の農業税を除く負担率は7.5%であり、限度水準の1.5倍となっている。
- (16) 舒蘭県計画委員会『国民経済統計資料汇编』(1978

年度)。

【引用・参考文献】

- (1) 加藤弘之編著『中国の農村発展と市場化』世界思想社, 1995年
- (2) 坂下明彦・朴紅「人民公社解体後の個人農と農業諸団体の機能」『農経論叢』51集, 1995年
- (3) 坂下明彦・朴紅「現代中国東北における個人農経営の展開と土地保有調整」『農経論叢』52集, 1996年
- (4) 田島俊雄『中国農業の構造と変動』御茶の水書房,

1996年

- (5) 中兼和津次『旧満州農村社会経済構造の分析』アジア政経学会, 1981年
- (6) 聶莉莉『劉堡—中国東北地方の宗族とその変容』東大出版会, 1992年
- (7) 福武直『中国農村社会の構造』(著作集9巻) 東大出版社(初出有斐閣) 1951年
- (8) 朴紅・坂下明彦「中国東北部の農業構造と流通・金融組織の動向」『農経論叢』51集, 1995年
- (9) 吉野悦雄編著『ポーランドの農業と農民』木鐸社, 1993年